

指定短期入所生活介護利用契約書

_____ (以下「契約者」という。)と社会福祉法人やまなし勤労者福祉会 (以下「事業者」という。)は、契約者がショートステイももその(以下「事業所」という)から提供される指定介護予防短期入所生活介護サービス及び指定短期入所生活介護サービス (以下「サービス」という) について、次のとおり契約(以下「本契約」という)を締結します。

第1条(契約の目的)

事業者は、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供するものとします。

第2条(契約期間)

本契約の契約期間は、契約締結の日から要介護認定の有効期間満了日までとし、契約満了の7日前までに契約者から文書による終了の申し出がない限り自動更新されるものとします。

第3条(短期入所生活介護計画等の決定・変更)

事業者は、居宅介護サービス計画に基づいて契約者が相当期間にわたって、継続して利用する場合は、介護予防短期入所生活介護計画あるいは短期入所生活介護計画 (以下「短期入所生活介護計画等」という) を作成します。

- 2 事業者は、短期入所生活介護計画等の原案について、契約者に説明し、同意を得たうえで決定します。
- 3 事業者は、契約者が居宅サービス計画(ケアプラン)の変更を希望する場合は、速やかに担当の介護支援専門員に連絡する等必要な援助を行います。
- 4 事業者は、居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、短期入所生活介護計画等について変更の必要があるかどうかを調査し、変更の必要があると認められた場合は、契約者及びその家族と協議して短期入所生活介護計画等を変更し、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条(介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において契約者に対して、入浴・排泄・食事・その他日常生活上の支援および機能訓練を提供するものとします。

第5条(介護保険給付対象外のサービス)

事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超えるサービスを提供できるものとします。

- 2 前項のほか、事業者は、重要事項説明書記載のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供できるものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

第6条(運営規程の遵守)

事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯設備の維持管理を行うものとします。

- 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者・契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。

第7条(サービス利用料金の支払い)

契約者及び連帯保証人は要介護度に応じてサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス料金を事業者に支払うものとします。

- 2 連帯保証人は、契約者（主債務者）が利用料等（債務）を支払えない場合、代わりに返済する義務を負うものとします。
- 3 前項のほか、契約者は利用期間中の食事代と契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業所に支払うものとします。
- 4 連帯保証人は、本契約から生ずる一切の債務を、極度額30万円の範囲内で負担するものとします。
- 5 契約者及び連帯保証人は、前項に定めるサービス利用料金を事業者が指定する方法により支払うものとします。

第8条(利用料金の変更)

第7条に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、あるいは経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して事前に説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができるものとします。

第9条(守秘義務等)

事業者及び事業所の職員は、サービスを提供するうえで知り得た契約者及びその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しないものとします。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続するものとします。

- 2 事業者は、契約者に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなどの正当な理由がある場合は、居宅介護支援事業者やサービス担当者会議等に契約者またはその家族等に関する個人情報を提供することができるものとします。

第10条(損害賠償責任)

事業者は、本契約に基づくサービスの提供にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者または利用者に生じた損害について賠償する責任を負うものとします。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、契約者または利用者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められた場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第11条(損害賠償がなされない場合)

本契約の有効期間中に契約者に生じた損害であっても、以下の各号に該当する場合は、事業者の責に帰すべからざる事由とします。

- 一、契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二、契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三、契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四、契約者が、事業者若しくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第12条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負わないものとします。

- 2 前項の場合、事業者は契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス料金の支払いを請求できるものとします。

第13条(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約の定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一、契約者が死亡した場合
 - 二、要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判断された場合
 - 三、事業者が解散命令を受けた場合・破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四、施設の減失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五、事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
 - 六、第20条から第22条に基づき本契約が解約または解除された場合
- 2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行なうよう努めるものとします。

第14条(契約者からの中途解約)

契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができるものとします。この場合には、契約者は契約終了を希望する7日前までに事業者へ通知するものとします。

- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができるものとします。
 - 一、契約者が入院した場合
 - 二、契約者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合

第15条(契約者からの契約解除)

契約者は、事業者もしくは事業所の職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができるものとします。

- 一、事業者もしくは事業所の職員が正当な理由なく、本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- 二、事業者もしくは事業所の職員が第13条に定める守秘義務に違反した場合
- 三、事業者もしくは事業所の職員が故意または過失により、契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為その他、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四、他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第16条(事業者からの契約解除)

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができるものとします。

- 一、契約者が、契約締結時に契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二、契約者による、第7条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

三、契約者又はその家族が、故意又は重大な過失、ハラスメントにより事業者又は職員若しくは他の利用者の生命・財産・信用等を傷付け、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第17条(苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします

第18条(開示)

契約者等の求めに応じ、閲覧、又はコピー等にてサービス提供記録を開示します。

第19条(協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者・事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

事業者

住所 山梨県甲府市若松町6-35
社会福祉法人やまなし勤労者福祉会
理事長 平田 理

⑩

年 月 日

契約者

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ ⑩

上記代理人(家族代表)

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ 続柄: _____ ⑩

連帯保証人

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ 続柄: _____ ⑩